第7期介護保険事業計画(平成30年度~平成32年度)における 介護保険料等について

Ⅰ 施設整備について

1 施設整備の考え方

(1)国の動向

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(「総合確保方針」(平成 26年9月12日厚生労働省告示第354号)による介護施設等の整備

病床の機能の分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢 単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常 生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提 供体制を整備していく必要がある。

(2) 第7期計画における施設等整備必要見込数の検討

○ 特別養護老人ホーム

平成29年4月現在の特別養護老人ホームの入所申込者を基に推計

- ① 現在の居所が在宅又は医療機関であり、かつ、1 年以内での入所希望者のうち要介護 4 及び 5 の方並びに 3 か月以内での入所希望者のうち要介護 3 の方・・・534 人
- ② 第7期計画における要介護3以上認定者数の増加率・・・1.102
- ③ 第 6 期計画に基づき今後(H29.4.1 以降)整備される特養等の床数・・・286 人分 534 人 \times 1.102 286 人 = 302 人
- 認知症高齢者グループホーム 平成 29 年 7 月現在、入居申込者数 (103 人) は空床数 (81 床) を上回っている。
- 介護老人保健施設 平成 29 年 7 月現在、入所申込者数 (79 人) は空床数 (133 床) を下回っている。

(3)整備方針案

- 在宅での生活が困難な要介護高齢者の入所施設として、特別養護老人ホームだけでなく、入 所希望者の状態像に沿った入所系サービスの整備を進めるとともに、できる限り住み慣れた 地域において在宅での生活ができるよう介護サービスの基盤整備を進める。
- 特別養護老人ホームについては、国の動向や本市の入所申込者の状況等を鑑みて、一定数の整備を行う。特に、地域における入所系サービスのニーズを幅広く受け入れる施設として、地域密着型特別養護老人ホームの整備を重点的に進める。
- 認知症高齢者グループホームについては、今後ますます増加することが予測される認知症高齢者に対応すべく、一定数の整備を行う。
- 特定施設入居者生活介護については、第5期以降整備してこなかったが、増加する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの質の確保という観点からも、既存施設からの転換を中心として進める。
- 地域包括ケアシステムを推進するため、区域や日常生活圏域における地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)の充実を図る。

Ⅱ 地域支援事業について

1 介護予防・日常生活支援総合事業について

(1) 国の動向

第6期計画期間

平成27年4月から平成29年4月の間に介護予防・日常生活支援総合事業を開始する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

全国一律の基準で行われている介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、市町村がサービス内容、実施主体、利用者負担額等を定める。

イ 一般介護予防事業

介護予防事業における、一次予防事業(全高齢者が対象)と二次予防事業(生活機能が低下している高齢者が対象)の区分を撤廃し、全高齢者を対象とする一般介護予防事業として 実施する。

第7期計画期間

ア 介護予防・生活支援サービス事業

国が定める単価の上限額について、平成30年度介護報酬改定内容を踏まえて見直しを行うことがある。

(2) 本市の取組

第6期計画期間

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始した。

ア 介護予防・生活支援サービス事業について

訪問介護・通所介護と同等のサービスに加えて、新サービスとして、担い手登録型訪問サービス、担い手登録型通所サービス、短期集中通所サービスを開始した。

イ 一般介護予防事業について

一次予防事業と二次予防事業の区分をなくし、一般介護予防事業に再編した。

第7期計画期間

ア 介護予防・生活支援サービス事業

現在の月額報酬から1回あたりの報酬である出来高単価への変更を検討する。 新サービスの利用が非常に少ないため、利用促進を図る。

イ 一般介護予防事業について

現行の介護予防事業を継続するとともに、地域の介護予防活動を支援する。

2 包括的支援事業について

(1)国の動向

平成27年度に新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」が包括的支援事業に位置付けられ、市町村は平成30年4月までに事業を実施しなければならない。

(2) 本市の取組

全ての事業を平成27年4月から実施しており、第7期計画期間においては更なる充実を図る。

Ⅲ 介護保険給付費及び介護保険料について

1 給付費の見込み

第7期介護保険事業計画期間における各サービスの給付費見込み額は、表のとおりである。

(単位 百万円)

	第6期計画期間			第7期計画期間(見込み)		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護保険給付費	62, 877	65, 363	71, 601	70, 806	74, 628	79, 121
居宅サービス費	39, 719	39, 387	39, 647	42, 459	45, 223	48, 116
地域密着型サービス費*1	5, 218	7, 877	12, 355	9, 676	10, 496	11, 644
施設サービス費	14, 351	14, 376	15, 628	14, 696	14, 761	14, 964
その他の費用	3, 589	3, 723	3, 971	3, 975	4, 148	4, 397
地域支援事業費*2	1, 214	1, 276	4, 708	4, 845	5, 040	5, 255

- ※ 平成27年度及び平成28年度は決算額、平成29年度は介護保険給付費は予算額、地域支援 事業費は決算見込額である。
- ※「その他費用」とは、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料をいう。
- *1 居宅サービスである通所介護のうち、利用定員18人以下の小規模な通所介護が制度改正により、平成28年4月から地域密着型サービスへ移行した。
- *2 平成29年4月から介護予防・生活支援サービス事業を開始

2 介護保険料について

(1) 保険料算定に関連する制度改正(平成30年4月施行)

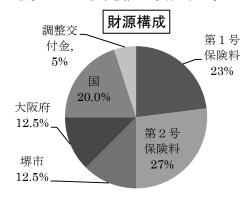
ア 第1号被保険者負担率の変更

第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の負担率は、

計画期間ごとに全国の人口比率で定められており、

第7期計画期間の負担率は以下のとおり改正される。

(現行) (改正後) 第1号(65歳以上)負担率 22% ⇒ **23%** 第2号(40歳以上65歳未満)負担率 28% ⇒ **27%**



イ 財政調整交付金における年齢区分の見直し

調整交付金は、第1号被保険者に占める後期高齢者加入割合や所得段階別割合といった 保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差を平準化するため、国から交付 されるもの。その算定方法における年齢区分について、現行の2区分から3区分に細分化さ れる。

これにより、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対してさらに重点的に配分される。

(現行) (改正後) ①65~74 歳、②75 歳以上 ⇒ **①65~74 歳、②75 歳~84 歳、③85 歳以上**

なお、完全実施は平成33年度となり、第7期計画期間中は、激変緩和措置として、2 区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせる。

(2) 本市の保険料設定の考え方

第6期においては、保険料所得段階を国が示す標準9段階からさらに細分化し、14段階とした。

第7期においても、被保険者の負担能力に応じた、きめ細やかな保険料の所得段階を設定する 必要があると考えている。

また、介護給付費準備基金については、保険料の上昇を抑えるため、財政状況を踏まえ、投入することを考えている。

【参考】地域包括ケア「見える化」システム(http://mieruka.mhlw.go.jp)について

<概要>

介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するため、国が提供する情報システムで、介護保険に関連する情報など地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報がシステムに一元化され、グラフ等を用いた見やすい形で提供される。一部機能を除いて誰でも利用可能なシステムとなっているため、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの推進に活用することができる。

<機能>

- ①介護・医療の現状分析
- ②課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援
- ③介護サービス見込量等の将来推計支援【保険者のみ使用可能な機能】
- ④介護・医療関連計画の実行管理支援【保険者のみ使用可能な機能】

<現状分析のための指標例>

人口推移、高齢化率、第1号被保険者数(前期・後期別)、第1号被保険者1人あたり給付月額、 受給者数・受給率など

画面イメージ

